



合同会社 宏洋
キャリアアップ転職センター
有料職業紹介事業 許可番号
11-コ-301414

返戻金（返金）制度に関する事項

1. 返還の条件

当社の紹介により就職した者が入社後、自己の都合による退職、または本人の責めに帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下の金額を求人者に返還します。

2. 返還金額の割合

入社後 1 ヶ月(30 日)以内の退職：受領した手数料の 80%

入社後 1 ヶ月超～3 ヶ月(90 日)以内の退職：受領した手数料の 50%

入社後 3 ヶ月超～6 ヶ月(180 日)以内の退職：受領した手数料の 10%

3. 適用除外（免責事項）

以下の場合、期間内であっても返還の対象外とします。

- ・求職者が、雇用主（求人者）の責に帰すべき事由（求人条件と異なる労働条件、ハラスメント、法令違反等）により退職した場合
- ・採用者の死亡、天災事変等の不可抗力による場合

4. 返還の手続き

求人者から退職の事実を証明する書面をもって申し出を受け、当社が受理した日の翌月末日までに指定口座へ振り込みます。

返戻金制度は「人材紹介に関する基本契約書」により別の定めをすることがあります。